

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年12月4日（金） 第9257号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（631）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	砂利採取法による採取計画の認可の公表（632）（鳥取県土整備事務所）・・・・・・・・ 2
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令（633）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 2
◇ 教委告示	鳥取県附属機関条例第2条第3項の附属機関（2）（体育保健課）・・・・・・・・・・ 3

# 告 示

## 鳥取県告示第631号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウエルシア薬局米子東福原店	米子市東福原六丁目12-39	令和2年11月1日

## 鳥取県告示第632号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

令和2年12月4日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 福 政 孝 啓

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社湯川建設 代表取締役 湯川 繁	鳥取市湖山町東四丁目90	鳥取市湖山町西三丁目205-1 (4,455平方メートル)	砂（11,694.26立方メートル）	令和2年11月25日から令和3年11月24日まで	令和2年11月25日

## 鳥取県告示第633号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年12月4日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

### 1 区域及び期間

#### (1) 区域

米子市及び境港市並びに西伯郡日吉津村及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）

#### (2) 期間

令和2年12月24日から令和3年3月31日まで

### 2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

### 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

### 4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常に

まん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、西部総合事務所農林局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第2号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年12月4日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県高校生冬山登山計画審査会	実施主体から提出された冬山登山計画の審査に関する事項	令和2年12月4日から令和3年3月31日まで	体育保健課